

ID: 0430

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第194号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (督促)                      第5条 市長は、配湯料金を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。                      2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過する日としなければならない。                      3 前2項の規定により督促したときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。                      4 前項の実費は、督促状1通につき100円とする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 年 月 日